資　料　提　供
令和８年 11 月 18 日
課　　名：被爆者支援課
担 当 者：川本
内線番号：3109
直通電話：082-513-3109

被爆者に支給する一般疾病医療費の消滅時効の適用誤りの発生について

１　要旨

介護保険の医療系サービスを利用する被爆者に支給する一般疾病医療費に係る消滅時効期間は５年であるが、令和６年度から誤って２年としていた事案が発生した。

【制度の仕組みは別紙のとおり】

２　事案の概要

（１）誤りの概要

○　被爆者は、介護サービス事業者との契約時に被爆者健康手帳を提示することで、介護保険の医療系サービスを無料で利用することができるが、何等かの事情で被爆者健康手帳を提示することなくサービス利用した場合、事後に償還払いを受けることができる。

○　本件は、償還払いの請求に係るサービス利用期間（請求期間）が２年を超える申請について、制度上請求権の消滅時効期間が５年であるにもかかわらず、２年と誤解して２年分の金額のみ支給したものである。（令和８年 11 月 18 日現在：判明分５件、支給しなかった金額　308,370 円）。

○ また、実際に申請を行った対象者以外にも、県（または市町）の誤った案内により申請を行わなかった者がいる可能性がある。

（２）支払対象者（対象期間：令和６年４月１日から令和８年９月３０日まで）

○　次に掲げる県内在住の被爆者が支払対象者となる。

・対象期間中に申請を行い、サービス利用期間が２年を超えるにもかかわらず、２年分しか支給されなかった者

・対象期間中に誤った案内を受け、申請を行わなかった者

（３）事務処理誤りの原因等

○　本件事務について、課として事務処理マニュアルを作成していなかった。また、担当者同士の引継書は存在したが、課として組織的に内容の点検や、事務処理マニュアルの位置付けを行っていなかった。

○　担当者が、時効期間を介護保険と同様の２年であると誤解して事務処理を始め、その後も誤った事務処理が担当者同士に引き継がれた。

○　本来、事務の取扱いを変更するに当たっては、上司に報告・相談した上で、組織として判断すべきであるが、それができていなかった。

３　判明の経緯

令和８年９月、県内の市から県に対して、「当該事務の時効について厚生労働省に確認したところ、５年であるとの回答を得た。」との連絡があった。

そのため、県が厚生労働省に確認したところ「５年である」との回答があり、県が令和６年度から時効の適用を誤っていたことが判明した。

４　対応

（１）これまでの対応

○　市町に事務処理誤りの説明及び対象者の把握について協力依頼（10 月 1 日）

○　厚生労働省との協議（事案判明後から）

（２）今後の対応

○　対象者全員に対し、本来支給すべきであった費用を全額支給する。

・　２年分しか支給されなかった対象者への説明及び支払い手続き

・　誤った案内を受け申請を行わなかった場合、今から遡って申請可能であることを被爆者および関係団体に周知

５　再発防止策

以下の対応により、組織としてコンプライアンスの確保につとめる。

○　事務処理マニュアルを作成し、事務処理の内容、手順について整理を行う。
また、チェックリストを作成して手続等の漏れを防止する。

○　事務の取扱いを変更する場合には、必ず、根拠を確認した上で課内決裁を行うなど、チェック体制を強化する。

○　定期的なミーティングによってミス事例の共有を行う等、機会を捉えて注意喚起を行う。

別　紙

○　制度の仕組みについて

１　医療の給付について

原則：被爆者が、医療や、介護の医療系サービスを受ける場合、原則、被爆者健康手帳等を指定医療機関等へ持参して自己負担なく受診・サービス利用を行うこととされている（現物給付）。

例外：しかし、以下のような場合には、例外的に、いったん被爆者本人が費用を支払い、後でかかった経費を請求すれば、払い戻し（償還払い）を受けることができる。

（払い戻しを行う場合の例）

・緊急を要するなどやむを得ない理由で、認定書または被爆者健康手帳を持ち合わせていなかったとき

・けがや急病で緊急を要するので、または、付近に指定を受けている医療機関等が見当たらないので、やむを得ず指定を受けていない医療機関等へかつぎこまれたようなとき

本件事務処理誤りは、いずれも払い戻し（償還払い）の手続きで発生したものである。

２　被爆者の医療費の負担（保険対象外費用を除く。）

①　被爆者健康手帳所持者(一般疾病医療)　　今回のケース

保険給付（後期高齢者医療制度又は介護保険） （７～９割）	**国庫負担** **（1～３割）**

※　なお、認定疾病（原爆症認定）については、国庫 10 割負担

②　被爆者健康手帳を所持していない者

保険給付(後期高齢者医療制度又は介護保険) （７～９割）	自己負担 (1～３割)

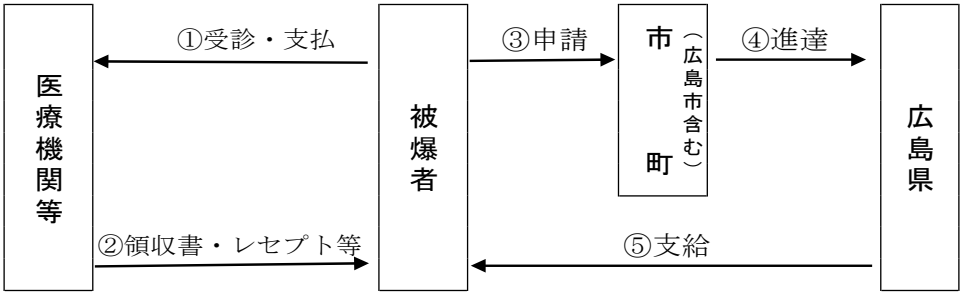
３　給付方法

現物給付として、窓口で被爆者健康手帳を提示することで、自己負担なく医療等を受けることができる。

ただし、現物給付を受けることができない場合は、窓口で自己負担額をいったん支払い、後日、申請して払い戻しを受ける（償還払い）。

区分	現物給付（原則）	償還払い（例外）
医療費の窓口負担	なし(医療機関等が国へ請求)	被爆者がいったん自己負担
被爆者による申請	不要	必要
事業主体	国(国保連合会･社会保険診療報酬支払基金が事務を受託)	国（市町が申請受付事務を受任、県が審査・支給事務を受託）

＜償還払いの流れ＞



４　介護保険サービスのうち医療系サービス

対象サービス			内容
介護給付	居宅サービス	訪問看護	居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
		訪問リハビリテーション	居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
		居宅療養管理指導	病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
		通所リハビリテーション	介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
		短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。
	施設サービス	介護老人保健施設	看護、医学的管理下での介護、医療、日常生活上の世話を行います。
		介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者を受入れ、長期療養のための医療と日常生活上の介護等の世話を一体的に行います。
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護	介護予防を目的として、居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
		介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
		介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
		介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
		介護予防短期入所療養介護	介護予防を目的として、介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。

○　償還払いの申請に関する問い合わせ先

広島県健康福祉局被爆者支援課　援護グループ

電　話：082-513-3116

ＦＡＸ：082-228-3277

メール：fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp